

3. 給与支払報告書（総括表）

給与支払報告書（個人別明細書）を市町村に提出する場合には、そのまとめとして、提出する市町村ごとに、この総括表を1枚ずつ添付して提出してください。

書き方……次により□枠内に記載してください。

(ア) 「提出日」欄

提出年月日を記載してください。なお、再提出する場合は「1. 追加」「2. 訂正」のいずれかの番号を□枠に記載してください。

(イ) 「給与の支払期間」欄

報告人員に給与を支払った期間を記載してください。

(ウ) 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄

給与支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて右詰めで記載してください。

(エ) 「給与支払者の名称又は氏名」欄

給与支払者が法人である場合には名称を、個人である場合には氏名を記載してください。また、フリガナはカタカナで記載してください。

(オ) 「所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称」欄

給与所得について所得税を源泉徴収している事務所又は事業所の名称を記載してください。

(カ) 「同上の所在地」欄

(オ)の事務所又は事業所の所在地を町名、番地等まで正確に記載してください。また、フリガナ及び郵便番号をそれぞれの欄に記載してください。

(キ) 「特別徴収関係書類の送付先」欄

(オ)の事務所又は事業所に関する関係書類の送付先が所在地と異なる場合に、送付先として町名、番地等まで正確に記載してください。

(ク) 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄

代表者の氏名（給与支払者が国の機関であるときは、経理責任者の職、氏名）を記載してください。

(ケ) 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄

この報告書について応答できる方の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。

(コ) 「関与税理士等の氏名、所在地及び電話番号」欄

関与税理士等へ依頼される場合は、関与税理士等の氏名、所在地及び電話番号を記載してください。

(サ) 「指定番号（給与支払者番号）」欄

市町村から通知を受けた、令和6年度特別徴収義務者指定番号を記載してください。新規に該当するため指定番号がない場合は「1. 新規」の番号を□枠に記載してください。

(シ) 「事業種目」欄

事業内容について記載してください。例えば、百貨店、建設業、不動産業、化粧品販売業等。

(ス) 「受給者総人員」欄

令和7年1月1日現在において給与の支払をする事務所又は事業所から、給与の支払を受けている者の在職者総人数（令和6年中の退職者を除く。）を記載してください。

(セ) 「報告人員」欄

提出先の市町村に「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する人数を、特別徴収：住民税等を給与から差し引きする人〔在職者〕、普通徴収：住民税等を給与から差し引きできない人〔退職者・退職予定者、乙欄・その他〕に分けて記載してください。

※在職者は、パート・アルバイト、役員等を含め、すべて特別徴収の対象となります。

(ソ) 「所轄税務署」欄

所得税の源泉徴収を行っている事務所又は事業所を管轄する税務署名を記載してください。

(タ) 「給与の支払の方法及びその期日」欄

給与の支払方法を月給、週給、日給等の別と、その支払期日を毎月30日、毎週土曜日、毎日のように記載してください。

(チ) 「特別徴収納入書 必要・不要」欄

特別徴収（給与から差し引き）する住民税等について、納入書を使用して納める場合は「1. 必要」を、eLTAX地方税共通納税システムや金融機関等の納入サービス（インターネットバンキング等）を使用し納入書を使用しない場合は「2. 不要」の番号を□枠に記載してください。

記載例

⑦給与支払報告書（総括表）		受 付 印		指定番号 (給与支払者番号)	
大阪 市町村長				777777	
				↑新規以外の場合は指定番号を記入してください。 1.新規の場合は「1」を記入 →	
提出日	令和 7 年 1 月 27 日	1.追加 2.訂正		→	
給与の支払期間	令和 6 年 1 月 分から 12 月 分まで				
給与支払者の個人 番号又は法人番号	9:8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 (右詰めで記入してください。)				
フリガナ	〇〇ショウジカブシキカイシャ			事業種目	各種 商品小売
給与支払者の 名称又は氏名	〇〇商事株式会社			受給者総人員	678 人
所得税の源泉徴収 をしている事業所 又は事業所の名称	同上			特別徴収 住民税等を給与から 差し引きする人	511 人
フリガナ	オオサカシキタクナカノシマ			退職者 退職 予定者	9 人
同上の所在地	〒 530-0005 大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号			普通徴収 住民税等を給与から 差し引きできない人	0 人
特別徴収関係 書類の送付先 (送付先の新規設定、変 更がある場合のみ記入)	〒 541-0055 大阪市中央区船場中央 〇丁目〇番〇号			乙欄 その他	0 人
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名	大阪 一郎			計	520 人
所 属 課 係 名	総務課給与係			所 轄 税 務 署	大阪 税務署
連絡者の氏名、 所属課、係名 及び電話番号	フリガナ	ヨドガワ イチロウ		給与の支払の方法 及びその期日	月給 毎月25日
	氏 名	淀川 一郎		住民税等を特別徴収 (給与から差し引き) する場合、納入書の 送付は必要ですか	1.必要 納入書を 使用して納入 2.不要 eLTAX地方税共通 納税システム、 金融機関の納入サー ビスを使用
	電話番号	06-××××-××××			2
氏 名	梅田 太郎				
開方税理士等の 氏名、所在地 及び電話番号	所 在 地	大阪市北区梅田〇丁目〇番〇号 〇〇税理士事務所			
	電話番号	06-〇〇〇〇-〇〇〇〇			

注) 給与支払報告書（個人別明細書）につけて1月31日までに提出してください。

1月31日が土曜日・日曜日の場合は、2月第1月曜日が提出期限となります。

注) 個人事業主の方は、個人番号を記入してください。本表を提出する際は、番号及び本人確認書類の提示又は提出（確認書類又はその写し）が必要です。

注) 普通徴収として給与支払報告書を提出する場合は、普通徴収切替理由書を使用する等、提出先各市町村の提出方法を

を確認してください。

注) 訂正する場合は二重線で抹消してください。

注) 番号記入箇所は該当する番号を記入してください。

個人住民税等の普通徴収への切り替え等について

個人住民税等の特別徴収（給与からの差し引き）について、従業員等を雇用する事業主（給与支払者）は、毎年4月1日現在において在職するすべての従業員等（パート・アルバイト、役員等を含みます。）について、所得税の源泉徴収と同様に毎月従業員等に支払う給与から個人住民税等を差し引いて、市町村へ納入していただくことになっています。ただし、特別徴収できない理由に当てはまる従業員等は、普通徴収（個人で納付）とすることができます。普通徴収とすることができる条件等については、15ページをご覧ください。（給与支払者や従業員等の意思により普通徴収とすることはできませんので、ご注意ください。）